

◇衆議院議員中島隆利君提出利根川の洪水流量計算に関する質問に対する答弁書

平成二十二年十一月十二日受領
答弁第一二二号

内閣衆質一七六第一二二号
平成二十二年十一月十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷由人

[http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b176122.pdf/\\$File/b176122.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b176122.pdf/$File/b176122.pdf)

利根川の洪水流量計算に関する質問主意書

利根川の基本高水流量の科学的な根拠が大きく揺らいでいる。その計算資料が不明で、算出過程が定かではないこと、現在の森林の保水力を反映しない過小の飽和雨量を使って過大な洪水流量が算出されていることなどが明らかになってきている。

国土交通省はその関係資料をすべて公開して、第三者が基本高水流量を検証できるようにすべきであるにもかかわらず、その検証に必要な流域分割図と流出モデル図の公開を頑なに拒否している。

さらに、国土交通省による利根川の洪水流量の計算は、基本高水流量の算出以外で幾度も行われてきているが、計算結果が異なることがあり、利根川の洪水流量の計算は不明な点が多々ある。

国土交通省による利根川洪水流量の計算の真相を明らかにするため、以下の質問を行うので、真摯に答えられたい。

【一】

国土交通大臣は今年10月15日の会見で、利根川の流出計算で使用された「流域分割図」や「流出モデル図」は構想段階の洪水調節施設の建設予定地点を推定できるもので、反社会的な勢力によって土地の買い占め等、不当に国民の間に混乱を生じさせるような状況が起きうる可能性があることから公表できないと述べている。

しかし、利根川上流においては八ッ場ダムよりあとのダム計画が存在しない。

かつてあった川古ダム、戸倉ダム、平川ダム、栗原川ダムの計画は中止されており、新政権のもとにダム事業の見直しが進められている状況において、利根川上流では今後とも新たなダム計画が策定されることはない。

流域分割図に示されているダム予定地はかつての古い計画によるもので、現在は「幻のダム」になっているのであるから、流域分割図を公表しても、国民の間で混乱が起きるはずがない。

国民の間に混乱を生じるとするのは、流域分割図を開示しないための口実ではないかとの指摘すら存在する。

以上の事実を踏まえ、流域分割図と流出モデル図を公開すべきであると考えられるが、これについて政府の見解を明らかにされたい。

【二】

関連し、旧建設省の河川局が監修した「二訂 建設省河川砂防技術基準（案）調査編」（昭和61年8月1日発行）の122ページには、貯留関数法の計算例題として、利根川上流の流域分割図と流出モデル図が示されている。

これは23分割流域図であって、基本高水流量の計算に使用された54分割流域図ではないが、その中に、かつてダム計画があった山口ダム、跡倉ダムの位置が記されている。これらの二ダムは「幻のダム」になっており、この「基準（案）」が昭和61年に発行されたけれども、その予定地で何の混乱も起きていない。この事実を踏まえれば、基本高水流量の計算に使用した流域分割図を公開することは何も問題がないと考えられるが、このことについて政府の見解を示されたい。

<答弁書> 【一】 及び 【二】 について

御指摘の「利根川の流出計算で使用された「流域分割図」や「流出モデル図」」については、御指摘の記者会見における馬淵国土交通大臣の発言のとおり、「構想段階の洪水調節施設の建設予定地点を推定できるもの」であることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第五号に規定する「公にすることにより・・・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある不開示情報に該当すると判断している。

なお、御指摘の「二訂 建設省河川砂防技術基準（案）調査編」に掲載されている「利根川上流の流域分割図と流出モデル図」は、あくまで貯留関数法の計算に関する資料の例として掲載されたものであると承知しており、利根川水系工事実施基本計画等で定めた基本高水のピーク流量の検討の過程において行った流出計算に用いたものではなく、「構想段階の洪水調節施設の建設予定地点を推定できるもの」ではない。

【三】

昭和55年の利根川水系工事実施基本計画の策定の際に作成された基本高水流量の計算資料が存在しないとのことであるが、一方では、平成17年12月6日の河川整備基本方針検討小委員会の資料では、利根川の基本高水流量を求めた貯留関数法モデルで昭和33年洪水、昭和57年洪水、平成10年洪水について再現計算を行ったグラフが示されている。この3洪水の計算を行ったのはそれぞれ何年度のことかを明らかにされたい。

また、昭和57年洪水、平成10年洪水の再現計算は近年のことであるが、その計算に使った貯留関数法モデルの資料はどのような形で保存されていたのかを明らかにされたい。

昭和55年の基本高水流量計算資料が存在しないにもかかわらず、一方で、その時に使った同じモデルで再現計算が行われている。

併せて、昭和55年の基本高水流量計算資料の記載事項のうち、何が保存され、何が行方不明になっているのかを明らかにされたい。

<答弁書> 【三】について

お尋ねの「昭和33年洪水」の再現計算を行った時期については、資料を確認することができず、お答えすることは困難である。

お尋ねの「昭和57年洪水」及び「平成10年洪水」の再現計算は、平成十七年度に行っており、当該計算に使用した流出計算モデルの貯留関数法に関する資料は、平成17年度に行った調査業務の報告書等として保存している。

また、お尋ねの「昭和55年の基本高水流量計算資料の記載事項」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、昭和55年に利根川水系工事実施基本計画を変更した当時の関係資料は確認されていない。

【四】

関東地方整備局が、平成17年3月発表の「利根川水系利根川浸水想定区域図」の作成に使用したカスリーン台風洪水再来計算における八斗島地点の流量計算と、基本高水流量を求めたときのカスリーン台風洪水再来計算とはどこが違うのか、計算条件の相違

点を具体的に述べられたい。

また、貯留関数法の流域分割数、流域定数（K、P、遅滞時間、一次流出率、飽和雨量）と河道定数（K、P、遅滞時間）において前者と後者の違いがあれば、前者の数字を示されたい。

さらに、前者の八斗島地点のピーク流量の計算結果を示されたい。

【五】

関東地方整備局が平成18年七月にも「利根川水系利根川浸水想定区域図」を公表している。

その浸水想定区域図の作成に使用したカスリーン台風洪水再来における八斗島地点の流量計算と、基本高水流量を求めたときのカスリーン台風洪水再来計算とはどこが違うのか、計算条件の相違点を具体的に述べられたい。

また、貯留関数法の流域分割数、流域定数（K、P、遅滞時間、一次流出率、飽和雨量）と河道定数（K、P、遅滞時間）において前者と後者の違いがあれば、前者の数字を示されたい。

さらに、前者の八斗島地点のピーク流量の計算結果を示されたい。

【七】

平成22年4月2日の中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」に提出された資料では、二百分の一規模洪水としてカスリーン台風洪水が再来した場合の利根川の氾濫計算も行われている。

この計算における八斗島地点の流量計算と、基本高水流量を求めたときのカスリーン台風洪水再来計算とはどこが違うのか、計算条件の相違点を具体的に述べられたい。

また、貯留関数法の流域分割数、流域定数（K、P、遅滞時間、一次流出率、飽和雨量）と河道定数（K、P、遅滞時間）において前者と後者の違いがあれば、前者の数字を示されたい。

さらに、前者の八斗島地点のピーク流量の計算結果を示されたい。

<答弁書> 【四】、【五】及び【七】について

お尋ねの「計算条件の相違点」については、御指摘の平成17年3月及び平成18年7月に国土交通省関東地方整備局が発表した「利根川水系利根川浸水想定区域図」（以下「利根川浸水想定区域図」という。）並びに「平成22年4月2日の中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」に提出された資料」（以下「専門調査会資料」という。）

に係る流出計算は、実際の堤防等の整備の状況並びに相俣ダム、藤原ダム、奈良俣ダム、矢木沢ダム、菌原ダム及び下久保ダムによる洪水調節の効果を考慮して計算したものであるのに対し、昭和55年に利根川水系工事実施基本計画を変更した際の基本高水のピーク流量の検討の過程において行った流出計算は、将来的に堤防等の整備が進んだ状況を想定した上で、洪水調節施設が存在しないと仮定して計算したものであるという点である。

お尋ねの「流域分割数」、「流域定数」及び「河道定数」については、これらのいずれの流出計算においても同じである。

また、八斗島地点におけるピーク流量は、利根川浸水想定区域図に係る流出計算では毎秒1万6750立方メートルであり、専門調査会資料に係る流出計算では毎秒1万6748立方メートルである。

【六】

平成21年2月24日の関東地方整備局事業評価監視委員会に提出された八ッ場ダム事業再評価資料において、八ッ場ダムの洪水調節便益を求めるため、利根川の洪水流量計算がされている。

その中で、八ッ場ダムありとなしの両ケースを想定し、代表10洪水の一つとして昭和22年9月13日洪水（カスリーン台風）を取り上げ、二百分の一規模の場合の利根川八斗島地点の洪水流量についても計算が行われている。

この計算と、基本高水流量を求めたときのカスリーン台風洪水再来計算とはどこが違うのか、計算条件の相違点を具体的に述べられたい。

また、貯留関数法の流域分割数、流域定数（K、P、遅滞時間、一次流出率、飽和雨量）と河道定数（K、P、遅滞時間）において前者と後者の違いがあれば、前者の数字を示されたい。

さらに、前者の八斗島地点のピーク流量の計算結果を示されたい。

<答弁書> 【六】について

お尋ねの「計算条件の相違点」については、御指摘の「八ッ場ダム事業再評価資料」に係る流出計算は、利根川水系に年超過確率二百分の一の洪水が生じた場合について、昭和22年9月の洪水時の降雨パターンを用いて計算したものであるのに対し、昭和55年に利根川水系工事実施基本計画を変更した際の基本高水のピーク流量の検討の過程において行った流出計算は、昭和22年9月の洪水時の降雨実績を用いて計算したものであるという点である。

お尋ねの「流域分割数」、「流域定数」及び「河道定数」については、これらのいずれの流出計算においても同じである。

また、「八ッ場ダム事業再評価資料」に係る流出計算による八斗島地点におけるピーク流量は毎秒2万987立方メートルである。